

【高年齢(60歳)雇用継続給付手続き時の必要書類など】

新居浜商工会議所

TEL: 33-5581

FAX: 33-5609

Mail: info@niicci.or.jp

令和7年1月現在

※ 雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある
60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が
60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます

◎ マイナンバー

◎ 通帳のコピー(普通預金口座)

◎ 免許証のコピー

免許証が無い場合は、住民票の写しが必要

◎ 給与締日・給与支払日・給与形態・通勤手当の有無

◎ 出勤簿(タイムカード等)

誕生日前日を基準に過去13ヵ月分(ひと月の出勤・有給休暇日数が11日以上ある月が対象)

※誕生日前日から過去5年間継続して雇用保険に加入していない場合、受給資格の有無を確認します。

◎ 賃金台帳(給与明細)

同上

◎ 雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書(2枚複写)

事業所: ③④⑤に記入、押印

◎ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付金支給申請書

事業所: 事業所横判、社印を押印

◎ 同意書(高年齢雇用継続給付用)

※書類等の提出後、内容によっては追加提出・確認のお願いをすることがあります。

ご容赦とご協力の程、よろしくお願い致します。

◀ 育児休業手続き時の必要書類など ▶

◇ マイナンバー

◇ 通帳のコピー(普通預金口座)

◇ 母子手帳のコピー

母子の名前、子の生年月日、市区町村長の印鑑があるページ

◇ 育児休業申出書のコピー

申出日は出産後～育休開始日前の日付

◇ 現住所・電話番号

◇ 給与締日・給与支払日・給与形態・通勤手当の有無

◇ 出勤簿

育休開始日を基準に過去13ヵ月分(ひと月の出勤・有給休暇日数が11日以上ある月が対象)

◇ 賃金台帳

同上

◇ 休業開始時賃金月額証明書(3枚複写)

事業所: ③⑤⑥に記入、押印

◇ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書

事業所: 事業所横判、社印を押印

◇ 同意書(育児休業給付用)

❖ 免許証のコピー(両面)

※氏名が雇用保険資格取得時から変更している場合のみ

※書類等の提出後、内容によっては追加提出・確認のお願いをすることがあります。

ご容赦とご協力の程、よろしくお願い致します。

新居浜商工会議所

TEL: 33-5581

FAX: 33-5609

Mail: info@niicci.or.jp

令和7年1月現在